



[ホーム](#) > [県政情報](#) > [広報](#) > [県政eしんぶん\(報道資料\)](#) > [2016年7月15日号](#) > 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場周辺環境影響調査の結果について



旧アール・ディエンジニアリング最終処分場周辺環境影響調査の結果について

栗東市小野の旧アール・ディエンジニアリング最終処分場(以下「旧処分場」という。)について、平成28年2月15日および18日に実施しました旧処分場跡地の周辺環境影響調査(地下水等調査)の分析結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

1.調査日

平成28年2月15日

平成28年2月18日(経堂池)

2.調査実施者

滋賀県琵琶湖環境部 最終処分場特別対策室

3.調査地点

調査地点は表1のとおり(位置については[調査地点図\(PDF:197KB\)](#)を参照)

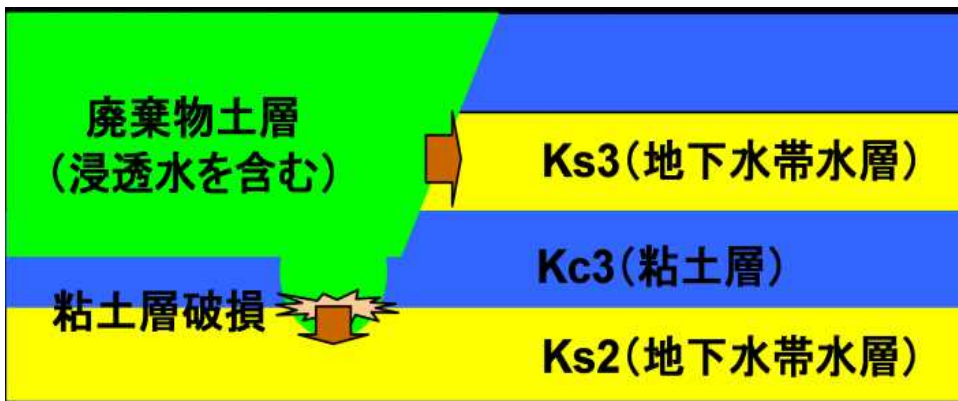
(表1)調査地点

種類		地点(井戸)番号
場内浸透水		H16-No.5、No.1揚水井戸 ^(※1)
Ks3層 ^(※2) 地下水	上流 ^(※3)	H24-8(2)
	周辺	H26-S2(2) ^(※4) 、H24-2(2)、H24-4(2)
	下流	K-1(Ks2層とKs3層が一体)
Ks2層 ^(※2)	上流 ^(※3)	H24-7、H24-6(2)

地下水	周辺	H26-S2 ^(※4) 、No.1、No.3-1、H24-2、H24-4
	下流	K-1 (Ks2層とKs3層が一体)
	地下水等確認調査 (※5)	No.1-1、No.4-1、No.4-2、市No.3
経堂池	池中央部(水深約2m)	

(※1)平成26年2月20日の調査より、分析に必要な水量が採取できなくなったA-3井戸に代えてその約10 m南側の地点にある「No.1揚水井戸」において採取しています。

(※2)浸透水のKs3層地下水およびKs2層地下水への汚染移流拡散状況の概念図



【Ks3層地下水】側面で廃棄物土層と接していることにより、廃棄物土層の浸透水が地下水に移流拡散していると考えられます。

【Ks2層地下水】底面粘土層が破損している箇所では廃棄物土層と接していることにより、浸透水が地下水に移流拡散していると考えられます。

(※3) 上流は、ボーリング調査および電気伝導率(EC)の分析結果から、浸透水の影響はないと考えています。

(※4) 以前あった井戸は、平成26年度に実施しました鉛直遮水壁施工にともない一旦撤去しました。このため、施工後、「H26-S2」(Ks2層)および「H26-S2(2)」(Ks3層)としてほぼ同じ位置に再設置し、平成27年度第1回目調査(H27年7月6日)から再開しました。

(※5) 過去の調査において有害物質等が環境基準を超過していた周辺地下水井戸について、経過を確認しています。平成25年度以降、有害物質は検出されていません。

4.調査項目

経堂池および市No.3以外 ...BOD等の一般項目5項目、有害物質等17項目

市No.3...pH、SS、ECおよび総水銀

経堂池...BOD等の一般項目14項目(うち農業用水基準項目7項目)および有害物質等8項目(うち農業用水基準項目1項目)

5.調査結果

別添資料 [分析結果\(PDF:144KB\)](#) のとおり

各調査地点における安定型最終処分場の浸透水の基準^(※6)および地下水の環境基準^(※7)(以下「環境基準等」という。)の超過の状況は表2のとおりでした。

表2環境基準等の超過の状況

地点の種類	全地点数	調査地点名	超過の状況		
			ひ素	ほう素	
掘内浸透水	2	H19-2a.6 No.1揚水井戸	●	●	
I ₃ 層地下水	上流	1	H24-8(C)	(分析に必要な水量が確保できないため、分析不能。)	
	周辺	3	H26-S2 (2) H24-2 (2) H24-4 (2)	●	●
				0	1
I ₂ 層地下水	上流	2	H24-7 H24-6 (2)	●	●
	周辺	5	H26-S2 No.1 No.3-1 H24-2 H24-4	●	●
				2	2
I ₂ +I ₃ 層最下流地下水	1	No. E-1			
地下水等補填調査	4	No.1-1 No.4-1 No.4-2 No.3			
			0	0	
			0	0	

●: 環境基準超過

数字は環境基準等超過地点数

表2に記載している有害物質等(ひ素およびほう素)以外の物質は今回調査において、環境基準等を超過していませんでした。

(※6) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)

(※7) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)」および「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準(平成11年12月27日環境庁告示第68号)」

表2の環境基準等を超過した地点での濃度の推移については、次のとおりでした。

1) ひ素について

「No.1揚水井戸」については、前回平成27年度第3回の調査に続いて、環境基準の8倍程度の値となりました。なお、この水については、浸透水処理施設で浄化処理した後、下水道へ放流しています。

「H24-7」および「No.3-1」は、概ねこれまでの検出範囲内にあり、大きな変動はありませんでした。「H26-S2」の濃度は、環境基準値の3.4倍の値でした。

2) ほう素について

環境基準等を超過した地点のうち「H16-No.5」および「No.1」は前回調査の結果と同程度の濃度でした。経年的に見て、「H16-No.5」については濃度が低下傾向を示しており、「No.1」についてはほぼ横ばいの状態です。「H24-4」については、平成27年度第1回の調査以来、再び環境基準を超えました。濃度は、おおむねこれまでの検出範囲内にあり、経年的にはほぼ横ばいの状態です。

旧処分場東側に再設置した井戸のうち、「H26-S2(2)」(Ks3層)は、前回の調査に続いて環境基準を超過しました。濃度は、以前設置していた同じ位置・帯水層の井戸(H24-S2(2))と同程度であり、概ねこれまでの検出範囲内にあり、大きな変動はありませんでした。

経堂池調査について

pHおよびCOD以外の項目について環境基準および「水稻の生育のために望ましい指標」とされている農業用水基準^(※8)以下でした。pHおよびCODが農業用水基準を超過しましたが、数値はこれまでの検出範囲内にありました。今後も調査結果を注視していきます。

(※8) 農業用水基準農林水産省が学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的拘束力はないが、水稻の生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されています。

お問い合わせ

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

電話番号:077-528-3670

ファックス番号:077-528-4849

メールアドレス:df0001@pref.shiga.lg.jp

滋賀県庁:〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

[県庁各課等のお問い合わせ先一覧](#)

Copyright © Shiga Prefecture. All rights reserved.